

圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書

圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等（以下「圧縮アセチレンガス等」という。）の、火災が発生した場合や漏洩した場合に重大な被害が生ずる危険性がある物質を貯蔵し、または取扱う場合、あらかじめ届出が必要です。

届出が必要な圧縮アセチレンガス等

届出が必要な圧縮アセチレンガス等については、以下に掲げる物質及び数量以上のものです。

1. 圧縮アセチレンガス…40キログラム
2. 無水硫酸…200キログラム
3. 液化石油ガス…300キログラム
4. 生石灰（酸化カルシウム80パーセント以上を含有するもの）…500キログラム
5. 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物のうち、別表第一（※）に掲げる物質及び数量
6. 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物のうち、別表第二（※）に掲げる物質及び数量

※ 別表第一及び別表第二についてはその他を参照のこと

届出・申請方法

窓口及び郵送	電子申請
消防本部予防課でのみ受付可	可

届出先及び届出・申請手順

●届出先

消防本部予防課

●届出・申請手順

1. 窓口に提出する場合（持参する書類等）【各2部（正・副）】

- 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出書
- 圧縮アセチレンガス等を貯蔵または取扱う場所の案内図、平面図、詳細図
- 対象の圧縮アセチレンガス等の物質の性状等の資料

▲注意事項

- ・消防本部予防課の窓口での受付は、午前8時30分～午後5時15分となります。（土、日、休日及び年末年始を除く）

2. 郵送する場合（封入する書類等）【各2部（正・副）】

- 上記「1. 窓口に提出する場合」に記載の書類等
- 返送用封筒（宛名を記入し、切手を貼付）

▲注意事項

・記入漏れ等の不備がある場合、受理できない場合がありますので、内容等を確認し郵送してください。なお、届出、申請内容について担当者に問い合わせる場合があります。

3. 電子申請する場合【各届出書1部（正）】

- 上記「1. 窓口に提出する場合」に記載の書類等を添付し、消防本部予防課のメールアドレス yobou-e@fd-sakata.jp（電子申請専用）宛に送付してください。

▲注意事項

・その他、電子申請に関する注意事項についてはホームページをご確認ください。

その他

別表第一

	品 名	数 量
(1)	シアン化水素	キログラム 30
(2)	シアン化ナトリウム	30
(3)	水銀	30
(4)	セレン	30
(5)	ひ素	30
(6)	ふつ化水素	30
(7)	モノフォル酢酸	30
(8)	前各号に掲げる物質のほか、水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物質で、総務省令で定めるもの	総務省で定める数量

別表第二

	品 名	数 量
(1)	アンモニア	キログラム 200
(2)	塩化水素	200
(3)	クロルスルホン酸	200
(4)	クロルピクリン	200
(5)	クロルメチル	200
(6)	クロロホルム	200
(7)	けいふつ化水素酸	200
(8)	四塩化炭素	200
(9)	臭素	200

(10)	発煙硫酸	200
(11)	ブロム水素	200
(12)	ブロムメチル	200
(13)	ホルムアルデヒド	200
(14)	モノクロル酢酸	200
(15)	よう素	200
(16)	硫酸	200
(17)	りん化亜鉛	200
(18)	前各号に掲げる物質のほか、水又は熱を加えること等により、人体に重大な障害をもたらすガスを発生する等消火活動に重大な支障を生ずる物質で、総務省令で定めるもの	総務省で定める数量

問い合わせ先

消防本部予防課

電話：0234-31-7146（設備指導係）

メール：yobou-s@fd-sakata.jp（問い合わせ専用）